

## 1 審査基準

審査項目	評価の視点	配点
<b>1 運営実績（20点）</b>		
①介護保険サービス等の運営実績	千葉市内の事業所（事業者の所在地が市外でも可）において、介護保険サービス、障害福祉サービス、地域生活支援事業又は高齢者・障害者の生活支援を行う法定外サービス等を提供した実績が十分にあること。	10点
②階段昇降機を活用した階段昇降支援の実績	階段昇降機を活用した階段昇降支援の実績が3年以上（当該補助金申請年度の4月1日時点）あること。	10点
<b>2 事業に対する考え方（20点）</b>		
①事業目的	階段昇降機を活用する意義やその効果を理解し、事業目的が公益性を重視したものであること。	10点
②責任及び役割	事業者としての責任及び役割について理解していること。	5点
③事業活動のビジョン	自立的に事業活動を継続・展開するためのビジョンがあること。	5点
<b>3 実施体制（50点）</b>		
①事業計画の内容	事業計画が妥当かつ具体的であり、導入時からその後の運用までの事業全体について明確に示されていること。	10点
②対象区域の範囲	広く対象区域でサービスを提供できること（実現可能性が根拠をもって示されていること）。	10点
③対象者の範囲	介護保険サービス（訪問介護、訪問看護等で提供される身体介護等）、障害福祉サービス（居宅介護等）、地域生活支援事業（移動支援）又は全額自己負担となる高齢者・障害者の生活支援を行う法定外サービス（介護保険が適用されない目的での外出に関する支援や介護保険サービス事業所の指定を受けていない法人によるサービスなど）等により階段昇降機を活用した幅広い対象者に対する階段昇降支援が可能であること（実現可能性が根拠をもって示されていること）。	10点
④人員配置	事業計画を着実に遂行できる人員が確保されていること。	10点
⑤安全管理体制及び階段昇降機の保守管理	階段昇降機の操作に補助者を配置して適切な安全管理体制を構築し、賠償責任保険に加入していること。また、階段昇降機を適切に保守管理できること。	5点
⑥トラブル発生時の対応	トラブルや事故発生時に適切な対応ができること。	5点
<b>4 効果（10点）</b>		
①当該補助金が交付された場合の利用者への効果	サービスの提供回数や利用料金について、利用者にとって当該補助金による効果が認められるか。	10点

## 2 評価区分

評価区分			評価の視点
配点	5点	10点	
A	5点	10点	特に優れている
B	4点	8点	優れている
C	3点	6点	普通
D	2点	4点	やや劣っている
E	1点	2点	劣っている